

## 1 取組の目的

通学路の安全に関する地域の実態を把握し、危険箇所への対応を迅速かつ継続的に行うため、学校、教育委員会事務局、関係機関等が連携し合同点検や安全対策を推進する。

## 2 取組の内容

本年度は、愛媛県から「通学路安全対策推進モデル地域研究事業」の委託を受け、交通安全・防犯対策に専門的知識を持つ方を「通学路安全対策アドバイザー(市)」として委嘱し、取組全体を通して指導・助言をいただくことにより、アドバイザーの専門的知見を活用した効果的な安全対策や安全教育を実施した。

### (1) 第1回 市通学路安全推進連絡協議会

◆ 実施日 7月8日(水)

◆ 協議会委員

西条警察署交通課、西条警察署生活安全課、西条西警察署交通課、西条西警察署生活安全課、西条交通安全協会、西条西交通安全協会、国土交通省西条国道維持出張所、愛媛県東予地方局道路課、愛媛県東予地方局管理課、市建設道路課、市東予総合支所建設管理課、市丹原総合支所建設管理課、市小松総合支所建設管理課、市危機管理課、市小学校校長会、市PTA連合会、通学路安全対策アドバイザー(市)、市教育委員会事務局学校教育課



◆ 実施内容

- ・ 各省庁からの通知に関する説明
- ・ 「市通学路交通安全プログラム」の説明
- ・ 事業の流れについて説明
- ・ 対策必要箇所について協議
- ・ 合同安全点検について協議

## (2) 通学路合同安全点検

- ◆ 実施日 8月3日、4日、5日、6日、7日、11日、12日
- ◆ 点検箇所 77か所
- ◆ 実施内容

市内全25小学校区において、市通学路安全推進連絡協議会による合同安全点検を実施した。

各危険箇所の状況について、学校からの聞き取り・現地確認を実施し、対策について意見交換を行った。

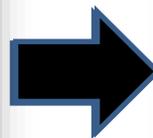


### <安全対策実施例>

#### 対策実施例①

自動車の進入時に通行中の歩行者及び自転車と交差し危険であるため、路面に着色し、自歩道の延長部であることを明示した。

#### 対策前



#### 対策後



## 対策実施例②

横断歩道が不鮮明であったため、舗装補修時に塗直しを行った。

対策前



対策後



## 対策実施例③

道幅が狭く、以前に児童が転落したことがあったため、転落防止柵の設置を行った。

対策前



対策後



## 対策実施例④

一時停止規制の標示が不鮮明であったため、舗装補修と併せて停止線と「止まれ」を表示した。

対策前



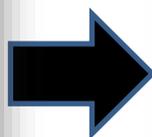
対策後



### 対策実施例⑤

ゴミステーションの撤去に伴い危険防止のため、転落防止柵の設置を行った。

対策前



対策後



### 対策実施例⑥

老朽化に伴うカーブミラーの取替を行った。

対策前



対策後



### 対策実施例⑦

路面標示（矢印・区分線）が不鮮明であったため、塗直しを行った。

対策前



対策後



(3) 各小・中学校の教員（交通安全教育主任）対象の講演会を開催

- ◆ 実施日 8月20日（木）、25日（火）
- ◆ 出席者数 35名（全小・中学校）
- ◆ 実施内容

警察官、市交通安全協会事務局長及び市防犯協会事務局長経験者を講師として招聘し、通学路における交通安全、防犯、災害安全、新型コロナ対策等の観点から、自らの体験や具体的事例に基づく講話を実施した。



(4) モデル地域内の小学校児童対象の交通安全教室を開催

- ◆ 実施日 9月15日（火）
- ◆ 出席者数 401名（第1学年～第3学年児童数の合計）
- ◆ 実施内容

モデル地域内の大町小学校及び神戸小学校において、第1学年～第3学年児童対象の交通安全教室を開催した。

講師が、自前の衣装を着用し、児童の興味を引きつけた上で講話を実施した。



### (5) 第2回 市通学路安全推進連絡協議会

- ◆ 実施日 11月27日(金)
- ◆ 協議会委員 第1回協議会と同じ。



#### ◆ 実施内容

- ・ 通学路合同安全点検結果及び対策状況について説明
- ・ 事業報告
- ・ 翌年度の取組について
- ・ 追加要望があった危険箇所2か所について、対策を協議

## 3 取組の成果

### ◎ 通学路合同安全点検

関係諸機関の協力により、多くの危険箇所を改善することができた。

### ◎ 各小・中学校の教員（交通安全教育主任）対象の講演会

講師自らの体験や具体的事例に基づく講話により、児童生徒の安全確保に関する教員の意識向上を図ることができた。

さらには、講演内容を持ち帰り、自校の教職員を対象に研修を実施することにより、講演内容を市内全教職員が共有することができ、各自の意識向上を図ることができた。

### ◎ 児童対象の交通安全教室

講師が、自前の衣装を着用し、児童の興味を引きつけた上で講話を開始したため、児童は最後まで集中して講師の話聞くことができ、自分を守る交通安全等の意識高揚を図ることができた。

### ◎ 通学路安全対策アドバイザー（市）の委嘱及び派遣

取組全体を通して、効果的な安全対策や安全教育に、アドバイザーの専門的知見を活用することができた。

## 4 今後の課題

- 危険箇所解消に係る事業実施期間が短く、全件を年度内に対応することはできなかった。

未対応箇所については、翌年度以降も継続した取組を行う必要がある。

- 通学路は、道路の幅員が狭く歩道の設置がない箇所が多いが、用地の新規取得が必要となる場合などは早期の道路改良は困難であり、児童の安全教育について、更なる充実を図る必要がある。

- 通学路における交通安全の確保を図るためには、交通安全施設の整備のみでは限界があり、ドライバーの法順守意識やマナーの向上が非常に重要である。

警察署、市危機管理部署等との連携も強化しながら、ドライバーに対する更なる安全教育の実施も要請していく必要がある。